

犬山市地域防災計画の修正案の要旨

I 犬山市地域防災計画の修正の根拠

市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている。(災害対策基本法第 16 条)

また、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。(災害対策基本法第 42 条)

II 主な修正内容

1. 災害中間支援組織に係る修正

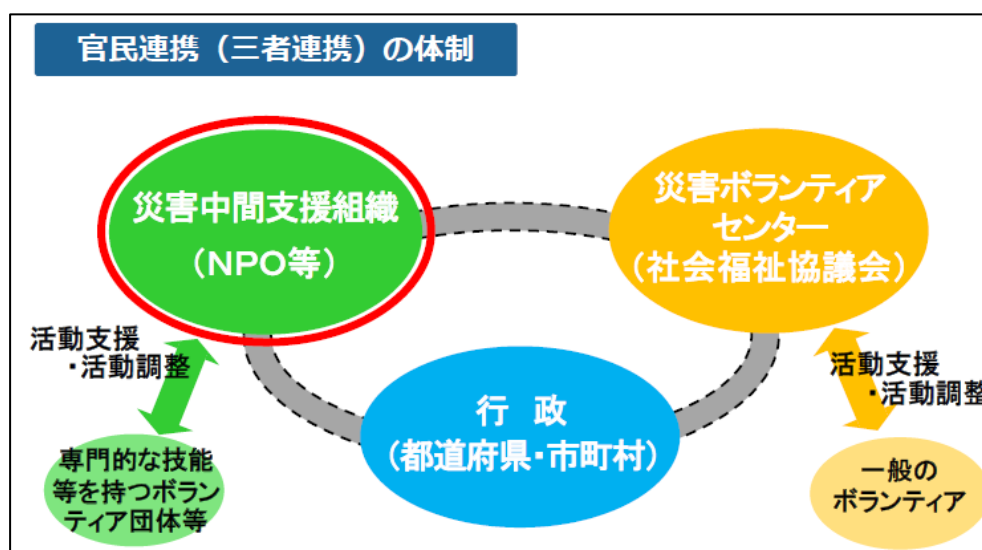
災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築や、同組織の育成及び災害ボランティアセンターの運営を支援する者（社会福祉協議会等）との連携について追記。

<修正箇所>

- 風水害等対策編 第2編 第1章 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携
- 地震災害対策編 第2編 第1章 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

<新旧対照表>

- 風水害等対策編 p 1
- 地震災害対策編 p 1



2. 災害ケースマネジメント

市が、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組である「災害ケースマネジメント」等の仕組みの整備及び実施に努めることについて追記。

<修正箇所>

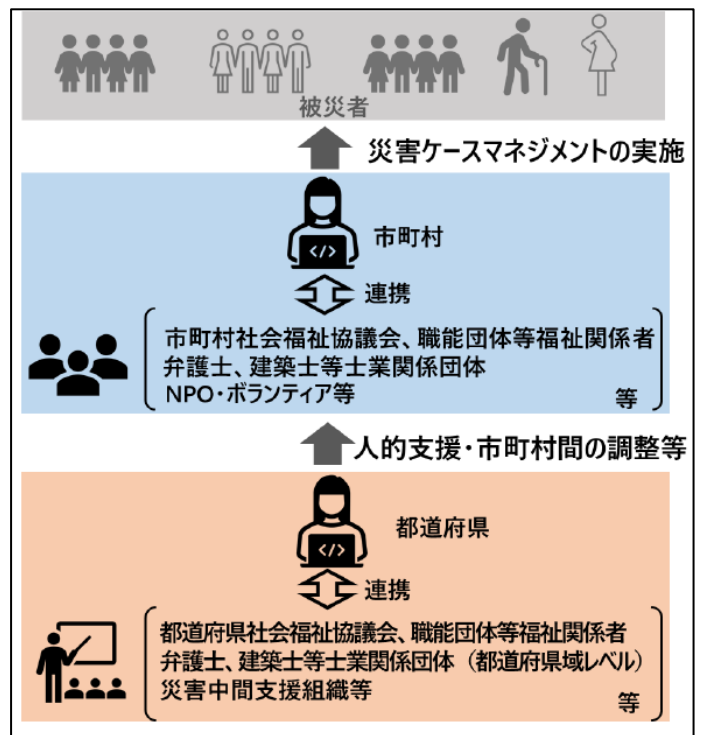
■風水害等対策編 第2編 第10章 第2節 要配慮者支援対策

■地震災害対策編 第2編 第8章 第2節 要配慮者支援対策

<新旧対照表>

■風水害等対策編 p 7

■地震災害対策編 p 7



風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
	第1編 総 則	第1編 総 則	
	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念	
1-2-1	また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>(追記)</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し</u> 、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	愛知県 SDGs 推進本部会議 (2019年7月16日開催) を踏まえた修正
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
1-3-3	1 県 県警察 (13) 緊急通行車両等の <u>事前審査及び確認</u> を行う。	1 県 愛知県犬山警察署 (13) 緊急通行車両等の <u>確認及び確認証明書の交付</u> を行う。	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
2-1-2	1 市における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 (略) イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等(以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。)との連携を <u>図り(追記)</u> 、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。	1 市における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 (略) イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等(以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。)との連携を <u>図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り</u> 、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。	防災基本計画に基づく修正
2-1-3	(4) ネットワーク化の推進 市は、自主防災組織が消防団、 <u>(追記)</u> 消防 <u>(追記)</u> クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。	(4) ネットワーク化の推進 市は、自主防災組織が消防団、 <u>女性消防(防火)</u> クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
	<u>(追記)</u>	<u>(5) 災害ボランティアセンター</u> 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。 特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。	
	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策	
	第4節 地下空間の浸水対策	第4節 地下空間の浸水対策	
2-2-6	2 県及び市における措置 (1) 浸水防止施設設置の促進 県及び市は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設 の 設置する民間事業者等に提供する。	2 県及び市における措置 (1) 浸水防止施設設置の促進 県及び市は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設 を 設置する民間事業者等に提供する。	表記の整理
	第3章 土砂災害等予防対策	第3章 土砂災害等予防対策	
	第1節 土地利用の適正誘導	第1節 土地利用の適正誘導	
2-3-2	市における措置 土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法 <u>(追記)</u> を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。	市における措置 土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法、 <u>都市再生特別措置法</u> を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。	都市再生特別措置法 (令和2年度改正)に基づく修正
	第4章 事故・火災等予防対策	第4章 事故・火災等予防対策	
2-4-2	■ 主な機関の措置 ガス事業者 5 安全型 器機 ・遮断装置等の安全設備の普及促進	■ 主な機関の措置 ガス事業者 5 安全型 機器 ・遮断装置等の安全設備の普及促進	表記の整理
	第7節 地下街等の保安対策	第7節 地下街等の保安対策	
2-4-6	5 ガス事業者における措置 安全型 器機 ・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。特に特定地下街等に対しては次の事項を行う。	5 ガス事業者における措置 安全型 機器 ・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。特に特定地下街等に対しては次の事項を行う。	表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化	
	第2節 ライフライン関係施設対策	第2節 ライフライン関係施設対策	
2-5-4	3 ガス施設 (4) 災害対策用資機材等の確保及び整備 (略) イ 車両の確保 非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、 <u>重要なガス施設</u> においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。	3 ガス施設 (4) 災害対策用資機材等の確保及び整備 (略) イ 車両の確保 非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、 <u>製造所・供給所等</u> においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。	防災業務計画の記載を踏まえた修正
	第6章 都市の防災性の向上	第6章 都市の防災性の向上	
	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	
2-6-1	市における措置 (1) 都市計画のマスタープランの策定 犬山市都市計画マスタープラン (<u>追記</u>) において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備 (<u>追記</u>) を促進する。	市における措置 (1) 都市計画のマスタープランの策定 犬山市都市計画マスタープラン <u>及び立地適正化計画</u> において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備 <u>や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化</u> を促進する。	都市再生特別措置法 (令和2年度改正) に基づく修正
	第2節 防災上重要な都市施設の整備	第2節 防災上重要な都市施設の整備	
2-6-2	市における措置 (1) (略) (2) (略) <u>(追加)</u>	市における措置 (1) (略) (2) (略) <u>(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等</u> <u>市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u>	防災基本計画に基づく修正
	第3節 建築物の不燃化の促進	第3節 建築物の不燃化の促進	
2-6-2	市における措置 (2) 建築物の不燃対策 (略) ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等 <u>は</u> 、階数が3以上であるも	市における措置 (2) 建築物の不燃対策 (略) ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等 <u>(削除)</u> 階数が3以上であ	表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
	<p>のあるいは規模に応じて、<u>また</u>、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。</p>	<p>るものあるいは規模に応じて (<u>削除</u>) 一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする</p>	
	<p>第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>	<p>第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>	
	<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p>	<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p>	
<p>2-8-3</p> <p>2-8-5</p>	<p>4 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策 (<u>追記</u>) など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>8 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 市災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針 (平成30年3月改定：環境省) に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物 (避難所ごみや仮設トイレのし尿等) の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体 (<u>追記</u>) との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</p>	<p>4 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、<u>デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u> など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>8 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 市災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針 (平成30年3月改定：環境省) に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物 (避難所ごみや仮設トイレのし尿等) の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体 <u>や民間事業者等</u> との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p>
	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	
<p>2-10-1</p>	<p>■ 基本方針 ○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、(<u>追記</u>) ボランティア (<u>追記</u>) 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。</p>	<p>■ 基本方針 ○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、<u>NPO</u>・ボランティア <u>関係</u> 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。</p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等	
2-10-2	<p>市における措置</p> <p>(2) 指定避難所の指定 (略)</p> <p><u>オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>カ (略) キ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(参考) 第3編災害応急対策第9章から記載箇所変更 (5) 福祉避難所の設置等</p>	<p>市における措置</p> <p>(2) 指定避難所の指定 <u>((3) に統合)</u></p> <p>オ (略) カ (略)</p> <p><u>(3) 福祉避難所の整備</u></p> <p><u>ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画に基づく修正及び表記の整理</p> <p>防災基本計画に基づく修正及び表記の整理</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
2-10-3	<p>(略)</p> <p>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略)</p> <p>(4) 避難所の破損等への備え (略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 (略)</p> <p>イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。<u>(追記)</u></p>	<p><u>エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備 (略)</p> <p>(5) 避難所の破損等への備え (略)</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備 (略)</p> <p>イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</p> <p><u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p>	
	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	
2-10-6	<p>(3) 避難行動要支援者対策 (略)</p> <p>オ 個別避難計画の作成等</p> <p>(7) 個別避難計画の作成</p> <p>市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>(追記)</u></p>	<p>(3) 避難行動要支援者対策 (略)</p> <p>オ 個別避難計画の作成等</p> <p>(7) 個別避難計画の作成</p> <p>市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>なお、</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
2-10-7	<p>(4) 外国にルーツをもつ人等に対する対策 市は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 (略) オ 災害時に多言語情報の提供 <u>(追加)</u> を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (略) <u>(追記)</u></p>	<p><u>作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> (略) (4) 外国にルーツをもつ人等に対する対策 市は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする <u>(削除)</u> 外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 (略) オ 災害時に多言語情報の提供 <u>等</u> を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (略) <u>(6) 災害ケースマネジメント</u> <u>市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント (一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組) などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p>
	<p>第13章 防災に関する調査研究の推進</p>	<p>第13章 防災に関する調査研究の推進</p>	
	<p>防災に関する調査研究の推進</p>	<p>防災に関する調査研究の推進</p>	
2-13-1	<p>2 市における措置 (2) 地籍調査 市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。</p>	<p>2 市における措置 (2) 地籍調査 市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。</p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 活動態勢 (組織の動員配備)	第1章 活動態勢 (組織の動員配備)	
	第2節 職員の派遣要請	第2節 職員の派遣要請	
3-1-4	市における措置 (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理や <u>マスク着用</u> 等を徹底するものとする。	市における措置 (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理 <u>(削除)</u> 等を徹底するものとする。	マスク着用の考え方の見直しに伴う修正(健康管理等にマスク着用を含む)
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表、伝達	
3-2-4	7 気象警報等の伝達系統 図1 気象警報等の伝達系統図 <p>(注) <u>二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている</u></p>	7 気象警報等の伝達系統 図1 気象警報等の伝達系統図 <p>注) <u>二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。</u></p>	表記の整理
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	
	第3節 広報	第3節 広報	
3-3-12	4 広報内容 (2) 災害発生直後の広報 (略)	4 広報内容 (2) 災害発生直後の広報 (略)	表記の整理(「救護所」に統一)

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
	エ <u>医療・救護所の開設状況</u> (略)	エ <u>(削除) 救護所の開設状況</u> (略)	
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
	第4節 ボランティアの受入	第4節 ボランティアの受入	
3-4-6	3 NPO・ボランティア関係団体等との連携 県及び市は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、 <u>情報を共有する場において</u> 、被災者のニーズや支援活動の全体像を <u>把握し</u> 、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。 <u>(追記)</u>	3 NPO・ボランティア関係団体等との連携 県及び市は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、 <u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし</u> 、被災者のニーズや支援活動の全体像を <u>関係者と積極的に共有し</u> 、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。 <u>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u>	防災基本計画に基づく修正
	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
	第1節 医療救護	第1節 医療救護	
3-6-3	7 医薬品その他衛生材料の確保 (6) 県は、 <u>陸上の交通手段が確保できない場合は</u> 、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。 8 血液製剤の確保 (3) 県は、 <u>通常の輸送体制がとれない場合は</u> 、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。	7 医薬品その他衛生材料の確保 (6) 県は、 <u>緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には</u> 、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。 8 血液製剤の確保 (3) 県は、 <u>緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には</u> 、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。	令和6年1月30日付消防第14号消防庁国民保護・防災部防災課長通知に基づく修正
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生	
3-6-5	8 応援協力関係 <u>(追記)</u> (10) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。	8 応援協力関係 <u>(10) 県は、必要があると認めるときは、国等に対してJDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請を行う。</u> <u>(11) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。</u>	附属資料の追加

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考																								
	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	第7章 交通の確保・緊急輸送対策																									
	第1節 道路交通規制等	第1節 道路交通規制等																									
3-7-1	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="210 268 1077 571"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察</td> <td></td> <td>○交通規制等の実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td></td> <td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(追記)</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	警察		○交通規制等の実施		中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施		<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1122 268 1989 571"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察</td> <td></td> <td>○交通規制等の実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td></td> <td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	警察		○交通規制等の実施		中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施		愛知県災害時交通マネジメント検討会を計画上に位置付けることに伴う修正
機関名	事前	被害発生中	事後																								
警察		○交通規制等の実施																									
中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施																									
機関名	事前	被害発生中	事後																								
警察		○交通規制等の実施																									
中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施																									
3-7-4	<p>(5) 緊急通行車両の確認等</p> <p>ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条(追記)の規定により緊急通行車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</p> <p>(略)</p>	<p>(5) 緊急通行車両の確認等</p> <p>ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。</p> <p>(略)</p>	災害対策基本法の改正に伴う修正																								
	第4節 緊急輸送手段の確保	第4節 緊急輸送手段の確保																									
3-7-6	<p>4 緊急通行車両の事前の事前届出及び確認</p> <p>(1) 市は、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会(県警察)が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察)へ緊急通行車両の事前届出を行うこととする。</p> <p>(略)</p>	<p>4 緊急通行車両の(削除)確認</p> <p>(1) 市は、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会(県警察)が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察)へ緊急通行車両の確認申出を行うこととする。</p> <p>(略)</p>	災害対策基本法の改正に伴う修正																								

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
3-9-4	1 市における措置 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u>	1 市における措置 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 (第2編災害予防 第10章に移動)	表記の整理
	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策	
3-13-1	主な機関の応急活動 機関名 <u>(追記) ガス会社、(追記)</u>	主な機関の応急活動 機関名 <u>都市ガス会社、LPガス協会</u>	表記の整理
	第5節 通信施設の応急措置	第5節 通信施設の応急措置	
3-13-6	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等 <u>を関係機関に共有する。</u>	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、 <u>代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</u>	防災基本計画に基づく修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
	第24章 住宅対策	第24章 住宅対策	
	第5節 住宅の応急修理	第5節 住宅の応急修理	
3-22-4	1 県における措置	1 県における措置	災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)の一部改正のため。令和5年4月1日から適用
3-22-5	<p>県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、<u>居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する</u>ものであり、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>ア</u> 応急修理を受ける者の範囲</p> <p><u>(ア)</u> 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</p> <p><u>(イ)</u> 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p> <p><u>イ</u> 修理の範囲</p> <p>居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。</p> <p><u>ウ</u> 修理の費用</p> <p>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</p>	<p>県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、<u>「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」</u>をするものであり、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p><u>ア</u> 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</p> <p><u>(ア)</u> 応急修理を受ける者の範囲</p> <p><u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u></p> <p><u>(イ)</u> 修理の範囲</p> <p><u>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分</u></p> <p><u>(ウ)</u> 修理の費用</p> <p><u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u></p> <p><u>(エ)</u> 修理の期間</p> <p><u>災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u></p> <p><u>(オ)</u> 修理の方法</p> <p><u>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</u></p> <p><u>イ</u> 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p><u>(イ)</u> 応急修理を受ける者の範囲</p> <p><u>a</u> 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</p> <p><u>b</u> 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p> <p><u>(イ)</u> 修理の範囲</p> <p>居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。</p> <p><u>(ウ)</u> 修理の費用</p> <p>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</p>	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考																														
	<p><u>エ</u> 修理の期間 <u>地震</u>災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p><u>オ</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</p>	<p><u>エ</u> 修理の期間 <u>(削除)</u> 災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p><u>ウ</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</p>																															
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興																															
	第4章 被災者等の生活再建等の支援	第4章 被災者等の生活再建等の支援																															
4-4-1	<p>■ <u>主な機関の措置</u></p> <table border="1" data-bbox="219 651 1070 991"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付等</td> <td>市</td> <td>1(1) 罹災証明書の交付 1(2) <u>被災者台帳の作成</u></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>被災者への経済的支援等</u></td> <td>市</td> <td>1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金の受付、支給</td> </tr> <tr> <td>第3節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付等	市	1(1) 罹災証明書の交付 1(2) <u>被災者台帳の作成</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	第2節 <u>被災者への経済的支援等</u>	市	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金の受付、支給	第3節 住宅等対策	市	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置	<p>■ <u>主な機関の措置</u></p> <table border="1" data-bbox="1137 651 1989 1038"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付</td> <td>市</td> <td>1(1) 罹災証明書の交付</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</u></td> <td>市</td> <td>1(1) <u>被災者台帳の作成</u> 1(2) <u>災害ケースマネジメント</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 <u>被災者への支援金等の支給、税の減免等</u></td> <td>市</td> <td>1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金の受付、支給</td> </tr> <tr> <td>第4節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付	市	1(1) 罹災証明書の交付	第2節 <u>被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</u>	市	1(1) <u>被災者台帳の作成</u> 1(2) <u>災害ケースマネジメント</u>	第3節 <u>被災者への支援金等の支給、税の減免等</u>	市	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金の受付、支給	第4節 住宅等対策	市	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置	<p>防災基本計画に基づく修正及び表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																															
第1節 罹災証明書の交付等	市	1(1) 罹災証明書の交付 1(2) <u>被災者台帳の作成</u>																															
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																															
第2節 <u>被災者への経済的支援等</u>	市	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金の受付、支給																															
第3節 住宅等対策	市	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置																															
区分	機関名	主な措置																															
第1節 罹災証明書の交付	市	1(1) 罹災証明書の交付																															
第2節 <u>被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</u>	市	1(1) <u>被災者台帳の作成</u> 1(2) <u>災害ケースマネジメント</u>																															
第3節 <u>被災者への支援金等の支給、税の減免等</u>	市	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金の受付、支給																															
第4節 住宅等対策	市	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置																															
	第1節 罹災証明書の交付等	第1節 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u>																															
4-4-1	<p>市における措置 <u>(1) 罹災証明書の交付</u> 市は、(中略)適切な手法により実施するものとする。 <u>(追記)</u></p>	<p>市における措置 <u>(表題の削除)</u> 市町、(中略)適切な手法により実施するものとする。 <u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u></p>	<p>地震編との整合</p>																														

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
	<p><u>(2) 被災者台帳の作成</u> <u>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u></p>	<p><u>(修正後第2節に記載)</u></p>	
	<p><u>(追記)</u></p>	<p>第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</p>	
<p>4-4-2</p>	<p>(参考) 第1節 罹災証明書の交付等から記載箇所変更</p> <p>市における措置</p> <p>(2) 被災者台帳の作成 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>市における措置</p> <p>(1) 被災者台帳の作成 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p><u>(2) 災害ケースマネジメントの実施</u> <u>市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。</u> <u>取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</u></p>	<p>防災基本計画に基づく修正及び表記の整理</p>
	<p>第2節 被災者への経済的支援等</p>	<p>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第3節 住宅等対策</p>	<p>第4節 住宅等対策</p>	

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
	第1編 総 則	第1編 総 則	
	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念	
1-4-1	また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>(追記)</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	愛知県 SDGs 推進本部会議 (2019年7月16日開催) を踏まえた修正
	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
1-5-4	1 県 愛知県犬山警察署 (13) 緊急通行車両等 <u>の事前審査及び確認</u> を行う。	1 県 愛知県犬山警察署 (13) 緊急通行車両等 <u>確認及び確認証明書の交付</u> を行う。	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
2-1-3	1市における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等(以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。)との連携を図り <u>(追記)</u> 、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。	1市における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等(以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。)との連携を図るとともに、 <u>災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り</u> 、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。	防災基本計画に基づく修正
2-1-3	(4) ネットワーク化の推進 市は、自主防災組織が消防団、 <u>(追記)</u> 消防(防火)クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 <u>(追記)</u>	(4) ネットワーク化の推進 市は、自主防災組織が消防団、 <u>女性</u> 消防(防火)クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 <u>(5) 災害ボランティアセンター</u>	防災基本計画に基づく修正

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
		<p><u>市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u> <u>特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p>	
	第3章 都市の防災性の向上	第3章 都市の防災性の向上	
	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	
2-3-1	<p>市における措置 (1) 都市計画のマスタープランの策定 犬山市都市計画マスタープラン <u>(追記)</u> において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備 <u>(追記)</u> を促進する。</p>	<p>市における措置 (1) 都市計画のマスタープランの策定 犬山市都市計画マスタープラン <u>及び立地適正化計画</u> において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備 <u>や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化</u> を促進する。</p>	都市再生特別措置法の改正に基づく修正
	第2節 防災上重要な都市施設の整備	第2節 防災上重要な都市施設の整備	
2-3-2	<p>市における措置 <u>(追記)</u> (略)</p>	<p>市における措置 <u>(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等</u> <u>市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p>	防災基本計画に基づく修正
	第3節 建築物の不燃化の促進	第3節 建築物の不燃化の促進	
2-3-2	<p>市における措置 (2) 建築物の不燃対策 (略) 特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種 <u>の</u> 措置の徹底を図っていくものとする。 (建築基準法の防火規制) ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等 <u>は</u>、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、<u>また</u>、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。</p>	<p>市における措置 (2) 建築物の不燃対策 (略) 特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種 <u>(削除)</u> 措置の徹底を図っていくものとする。 (建築基準法の防火規制) ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等 <u>(削除)</u> 階数が3以上であるものあるいは規模に応じて <u>(削除)</u> 一定の数量を超える危険物の貯蔵</p>	表記の整理

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行 (2024 年 2 月修正)	修正 (2025 年 2 月修正)	備考
		蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。	
	第 6 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第 6 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
2-6-3	3 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策 <u>(追記)</u> など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	3 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、 <u>デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u> など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する	防災基本計画に基づく修正
2-6-6	8 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 市災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定：環境省）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄の処理体制、周辺の地方公共団体 <u>(追記)</u> との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	8 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 市災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定：環境省）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄の処理体制、周辺の地方公共団体 <u>や民間事業者等</u> との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	防災基本計画に基づく修正
	第 8 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第 8 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
2-8-1	■ 基本方針 ○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、 <u>(追記)</u> ボランティア <u>(追記)</u> 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。	■ 基本方針 ○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、 <u>NPO</u> ・ボランティア <u>関係</u> 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。	表記の整理
	第 1 節 避難所の指定・整備等	第 1 節 避難所の指定・整備等	
2-8-2	市における措置 (2) 指定避難所の指定 <u>オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管</u>	市における措置 (2) 指定避難所の指定 <u>((3) に統合)</u>	防災基本計画に基づく修正及び表記の整

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
	<p><u>理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>カ (略) キ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(参考) 第3編災害応急対策第9章より (5) 福祉避難所の設置等 (略) また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p>	<p>オ (略) カ (略)</p> <p><u>(3) 福祉避難所の整備</u></p> <p>ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</p> <p>エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p>	<p>理</p>

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
	<p>(略)</p> <p>(4) 避難所の破損等への備え</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(略)</p> <p>(5) 避難所の破損等への備え</p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</p> <p><u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p>	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
2-8-5	<p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>(略)</p> <p>オ 個別避難計画の作成等</p> <p>(7) 個別避難計画の作成</p> <p>市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>(追記)</u></p>	<p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>(略)</p> <p>オ 個別避難計画の作成等</p> <p>(7) 個別避難計画の作成</p> <p>市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	防災基本計画の修正に伴う修正
2-8-6	<p>(4) 外国にルーツをもつ人等に対する対策</p> <p>市は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在日</u>外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 災害時に多言語情報の提供<u>(追加)</u>を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 外国にルーツをもつ人等に対する対策</p> <p>市は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>(削除)</u>外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 災害時に多言語情報の提供<u>等</u>を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。</p> <p>(略)</p>	

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
2-8-7	(追記)	(5) 災害ケースマネジメント 市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	防災基本計画の修正による。
	第10章 広域応援・受援体制の整備	第10章 広域応援・受援体制の整備	
	第4節 防災活動拠点の確保等	第4節 防災活動拠点の確保等	
2-10-3	市における措置 (略) なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする(追記)。	市における措置 (略) なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。	令和6年1月30日付消防防災第14号消防庁国民保護・防災部防災課長通知に基づく修正
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 活動態勢	第1章 活動態勢	
	第2節 職員の派遣要請	第2節 職員の派遣要請	
3-1-4	市における措置 (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。	市における措置 (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理(削除)等を徹底するものとする。	マスク着用の考え方の見直しに伴う修正(健康管理等にマスク着用を含む)
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	第1節 地震情報等の伝達	第1節 地震情報等の伝達	
3-2-2	1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 (2) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、(追記)震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。	1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 (2) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、最大震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。	気象庁が使用する用語に統一

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
	<p>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。</p> <p>なお、緊急地震速報（警報）のうち<u>予想震度が6弱以上</u>または長周期地震動階級4（<u>追記</u>）を特別警報に位置付けている。</p> <p>イ 地震に関する情報</p> <p>地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報などを発表する。</p>	<p>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。</p> <p>なお、緊急地震速報（警報）のうち（<u>削除</u>）震度（<u>削除</u>）6弱以上または長周期地震動階級4の<u>揺れが予想される場合のものを</u>特別警報に位置付けている。</p> <p>イ 地震に関する情報</p> <p>地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度情報、長周期地震動に関する観測情報及び遠地地震に関する情報などを発表する。</p>	<p>地震情報の種類の変更</p> <p>表記の整理</p>
	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p>	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p>	
	<p>第4節 ボランティアの受入</p>	<p>第4節 ボランティアの受入</p>	
<p>3-4-6</p>	<p>1 市における措置</p> <p>（略）</p> <p>（3）市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、<u>情報を共有する場を設置するなど</u>し、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>把握し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。（<u>追記</u>）</p>	<p>1 市における措置</p> <p>（略）</p> <p>（3）市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど</u>し、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。<u>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画に基づく修正</p>
	<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>	<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>	
	<p>第1節 医療救護</p>	<p>第1節 医療救護</p>	
<p>3-7-3</p>	<p>8 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>（6）県は、<u>陸上の交通手段が確保できない場合は</u>、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。</p> <p>9 血液製剤の確保</p> <p>（3）県は、<u>通常の輸送体制がとれない場合は</u>、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプ</p>	<p>8 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>（6）県は、<u>緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には</u>、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。</p> <p>9 血液製剤の確保</p> <p>（3）県は、<u>緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には</u>、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調</p>	<p>令和6年1月30日付消防第14号消防庁国民保護・防災部防災課長通知に基づく修正</p>

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考																														
	ター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。 (略)	整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。 (略)																															
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生																															
3-7-6	8 応援協力関係 <u>(追記)</u> (10) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。 (略)	8 応援協力関係 <u>(10) 県は必要に応じて、国等に対してJDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請するものとする。</u> <u>(11) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。</u> (略)	愛知県災害時歯科保健医療活動ガイドライン(2023年5月)に基づく修正																														
	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	第8章 交通の確保・緊急輸送対策																															
	第1節 道路交通規制等	第1節 道路交通規制等																															
3-8-1	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察</td> <td>○交通規制等の実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(追記)</u></p>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	警察	○交通規制等の実施				中部地方整備局	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施				<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察</td> <td>○交通規制等の実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</p>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	警察	○交通規制等の実施				中部地方整備局	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施				愛知県災害時交通マネジメント検討会を計画上に位置づけるための修正
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																													
警察	○交通規制等の実施																																
中部地方整備局	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施																																
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																													
警察	○交通規制等の実施																																
中部地方整備局	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施																																
3-8-4	<p>(5) 緊急通行車両の確認等</p> <p>ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条 <u>(追記)</u> の規定により緊急通行車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両 <u>等届出書</u>」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに <u>申請者</u> に交付する。 (略)</p>	<p>(5) 緊急通行車両の確認等</p> <p>ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条 <u>第1項</u> の規定により緊急通行車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両 <u>確認申出書</u>」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに <u>申出者</u> に交付する。 (略)</p>	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正																														
	第4節 緊急輸送手段の確保	第4節 緊急輸送手段の確保																															

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
3-8-7	<p>4 緊急通行車両の事前の事前届出及び確認</p> <p>(1) 市は、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会(県警察)が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察)へ緊急通行車両の事前届出を行うこととする。</p> <p>(略)</p>	<p>4 緊急通行車両の(削除)確認</p> <p>(1) 市は、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会(県警察)が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察)へ緊急通行車両の確認申出を行うこととする。</p> <p>(略)</p>	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
3-10-4	<p>1 市における措置</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等</p> <p>自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p><u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p>	<p>1 市における措置</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等</p> <p>自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p>(第2編災害予防 第10章に移動)</p>	愛知県災害多言語支援センターの設置体制の見直しを行っているため
	第14章 ライフライン施設等の応急対策	第14章 ライフライン施設等の応急対策	
3-14-1	<p>主な機関の応急活動</p> <p>機関名</p> <p><u>ガス会社</u>、LPガス協会</p>	<p>主な機関の応急活動</p> <p>機関名</p> <p><u>都市ガス会社</u>、LPガス協会</p>	併記されているLPガス協会を踏まえた修正
	第2節 ガス施設対策	第2節 ガス施設対策	
3-14-4	<p>1 東邦瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社における措置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>(震度5弱以上の地震が発生したときは、<u>(追記)</u> 防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。)</p>	<p>1 東邦瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社における措置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>(震度5弱以上の地震が発生したときは、<u>あらかじめ定められた</u> 防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。)</p>	自社グループ防災業務計画の記載を踏まえた修正

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
	<p>第5節 通信施設の応急措置</p>	<p>第5節 通信施設の応急措置</p>	
3-14-6	<p>1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</p>	<p>1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p>	<p>防災計画の修正による修正</p>
3-14-8	<p>3 県、市及び防災関係機関における措置</p> <p>(4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用（略）</p> <p>イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害時モードへの切替え</p> <p>通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害時モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。</p>	<p>3 県、市及び防災関係機関における措置</p> <p>(4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用（略）</p> <p>イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害（削除）モードへの切替え</p> <p>通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害（削除）モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。</p>	<p>株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが提供するサービスの正式名称と表記統一のため</p>
	<p>第15章 住宅対策</p>	<p>第15章 住宅対策</p>	
	<p>第5節 住宅の応急修理</p>	<p>第5節 住宅の応急修理</p>	
3-15-5	<p>1 県における措置</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、<u>居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する</u>ものであり、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 応急修理の実施</p>	<p>1 県における措置</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、<u>「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」</u>をするものであり、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 応急修理の実施</p>	<p>災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準</p>

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
	<p><u>(追記)</u></p> <p><u>ア</u> 応急修理を受ける者の範囲</p> <p><u>(ア)</u> 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</p> <p><u>(イ)</u> 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p> <p><u>イ</u> 修理の範囲 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。</p> <p><u>ウ</u> 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</p> <p><u>エ</u> 修理の期間 <u>地震</u> 災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p><u>オ</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</p>	<p><u>ア</u> 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</p> <p><u>(ア)</u> 応急修理を受ける者の範囲 <u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u></p> <p><u>(イ)</u> 修理の範囲 <u>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分</u></p> <p><u>(ウ)</u> 修理の費用 <u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u></p> <p><u>(エ)</u> 修理の期間 <u>災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u></p> <p><u>(オ)</u> 修理の方法 <u>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</u></p> <p><u>イ</u> 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p><u>(ア)</u> 応急修理を受ける者の範囲</p> <p><u>a</u> 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</p> <p><u>b</u> 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p> <p><u>(イ)</u> 修理の範囲 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。</p> <p><u>(ウ)</u> 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</p> <p><u>(エ)</u> 修理の期間 <u>(削除)</u> 災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p><u>(オ)</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</p>	<p>(平成25年内閣府告示第228号)の一部改正のため。 令和5年4月1日から適用</p>

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考																														
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興																															
	第4章 震災復興都市計画の手続き	第4章 震災復興都市計画の手続き																															
	第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	第3節 復興都市計画事業の都市計画決定																															
4-4-2	1 都市復興基本計画の策定と公表 (略) 策定に当たっては、復興に関する市町村基本方針、都市計画マスタープラン、 <u>(追記)</u> 総合計画等を踏まえるものとする。	1 都市復興基本計画の策定と公表 (略) 策定に当たっては、復興に関する市町村基本方針、都市計画マスタープラン、 <u>立地適正化計画</u> 、総合計画等を踏まえるものとする。	都市再生特別措置法(令和2年度改正)に基づく修正																														
	第5章 被災者等の生活再建等の支援	第5章 被災者等の生活再建等の支援																															
4-5-1	田 ■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付等</td> <td>市</td> <td>1(1) 罹災証明書の交付 1(2) <u>被災者台帳の作成</u></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 被災者への経済的支援等</td> <td>市</td> <td>1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金の受付、支給</td> </tr> <tr> <td>第3節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付等	市	1(1) 罹災証明書の交付 1(2) <u>被災者台帳の作成</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	第2節 被災者への経済的支援等	市	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金の受付、支給	第3節 住宅等対策	市	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置	田 ■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付</td> <td>市</td> <td>1(1) 罹災証明書の交付</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</td> <td>市</td> <td>1(1) <u>被災者台帳の作成</u> 1(2) <u>災害ケースマネジメント</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</td> <td>市</td> <td>1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金の受付、支給</td> </tr> <tr> <td>第4節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付	市	1(1) 罹災証明書の交付	第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	市	1(1) <u>被災者台帳の作成</u> 1(2) <u>災害ケースマネジメント</u>	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	市	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金の受付、支給	第4節 住宅等対策	市	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
区分	機関名	主な措置																															
第1節 罹災証明書の交付等	市	1(1) 罹災証明書の交付 1(2) <u>被災者台帳の作成</u>																															
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																															
第2節 被災者への経済的支援等	市	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金の受付、支給																															
第3節 住宅等対策	市	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置																															
区分	機関名	主な措置																															
第1節 罹災証明書の交付	市	1(1) 罹災証明書の交付																															
第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	市	1(1) <u>被災者台帳の作成</u> 1(2) <u>災害ケースマネジメント</u>																															
第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	市	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金の受付、支給																															
第4節 住宅等対策	市	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置																															
	第1節 罹災証明書の交付等	第1節 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u>																															
4-5-1	1 市における措置 <u>(1) 罹災証明書の交付</u> 市は、(中略) 住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。 <u>(2) 被災者台帳の作成</u> 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 (略)	1 市における措置 <u>(表題の削除)</u> 市は、(中略) 住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。 <u>(修正後第2節に記載)</u> (略)	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理																														
	<u>(追加)</u>	第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施																															

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行 (2024年2月修正)	修正 (2025年2月修正)	備考
4-5-1	<p>1 市における措置</p> <p>(2) 被災者台帳の作成</p> <p>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 被災者台帳の作成</p> <p>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>(2) <u>災害ケースマネジメントの実施</u></p> <p>市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。</p> <p><u>取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</u></p>	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
	第2節 被災者への経済的支援等	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	
	第4節 住宅等対策	第4節 住宅等対策	
	別紙 東海地震に関する事前対策	別紙 東海地震に関する事前対策	
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策	
	第4節 道路交通対策	第4節 道路交通対策	
別紙 4-8	<p>(6) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ア 緊急輸送車両の確認</p> <p>県公安委員会が大規模地震対策特別措置法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令第12条<u>(追記)</u>の規定により緊急輸送車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急輸送車両の確認届出</p> <p>緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両<u>等届出書</u>」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付</p> <p>緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに<u>申請者</u>に交付する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(6) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ア 緊急輸送車両の確認</p> <p>県公安委員会が大規模地震対策特別措置法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令第12条<u>第1項</u>の規定により緊急輸送車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急輸送車両の確認届出</p> <p>緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急輸送車両<u>確認申出書</u>」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付</p> <p>緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに<u>申出者</u>に交付する。</p> <p>(7) <u>緊急輸送車両確認の効力</u></p> <p><u>大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に</u></p>	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正 掲載場所の変更

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行 (2024 年 2 月修正)	修正 (2025 年 2 月修正)	備考
		<p><u>警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第 33 条第 5 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。</u></p>	<p>(別紙 4-15-40 から移動)</p>
	<p>第 13 節 緊急輸送</p>	<p>第 13 節 緊急輸送</p>	
<p>別紙 4-16</p>	<p>5 緊急輸送車両の事前届出及び確認 (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の事前届出を行うこととする。 (2) 略</p>	<p>5 緊急輸送車両の事前届出及び確認 (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の確認届出を行うこととする。 (2) 略</p>	<p>災害対策基本法施行令の改正に伴う修正及び表記の整理</p>

原子力災害対策計画 新旧対照表

頁	修正（2024年2月修正）	修正（2025年2月修正）	備考
	第1編 総則	第1編 総則	
	第1章 計画の目的・方針	第1章 計画の目的・方針	
	第4節 災害の想定	第4節 災害の想定	
1-1-3	<p>(2) 原子力災害</p> <p>表中</p> <p><u>運転中（118.0万kW）</u></p> <p>（大飯発電所3号機_状況）</p> <p><u>定期検査中</u></p> <p>（高浜発電所1号機_状況）</p> <p><u>定期検査中</u></p> <p>（高浜発電所2号機_状況）</p> <p><u>運転中（87.0万kW）</u></p> <p>（高浜発電所4号機_状況）</p>	<p>(2) 原子力災害</p> <p>表中</p> <p><u>定期検査中</u></p> <p>（大飯発電所3号機_状況）</p> <p><u>運転中（82.6万kW）</u></p> <p>（高浜発電所1号機_状況）</p> <p><u>運転中（82.6万kW）</u></p> <p>（高浜発電所2号機_状況）</p> <p><u>定期検査中</u></p> <p>（高浜発電所4号機_状況）</p>	<p>2024年4月 1日時点の 稼働状況</p>